

ダイワMMF(マネー・マネージメント・ファンド)自動けいぞく(累積)投資約款

1. (約款の趣旨)

この約款は、お客様(以下、「申込者」といいます。)と株式会社京葉銀行(以下、「当行」といいます。)との間の、大和証券投資信託委託株式会社が発行するダイワMMF(マネー・マネージメント・ファンド)受益権(以下、「ダイワMMF」といいます。)の積立投資に関する取り決めです。当行は、この約款に従ってダイワMMFの積立投資契約(以下、「契約」といいます。)を申込者と締結いたします。

2. (申込方法)

- (1)申込者は当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、捺印し、これを当行に提出することによって契約を申込むものとし、当行が承諾した場合に限り取引を開始するものといたします。ただし、すでに他の累積投資において前記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものといたします。
- (2)契約が締結されたとき、当行はただちに申込者のダイワMMF積立投資口座を設定いたします。その際、当行は遅滞なく積立投資口座開設のご案内を送付いたします。
- (3)上記(1)ただし書きに基づき口座を設定した場合には、当行は遅滞なく積立投資口座開設のご案内を送付いたします。

3. (金銭の払込み)

申込者は、ダイワMMFの取得に充てるため、1回の払込みにつき1万円以上の金銭(以下、「払込金」といいます。)を当行に払込むことができます。払込金は買付け申込時に払込むものといたします。

4. (取得時期および価額)

- (1)当行は、申込者から取得の申込みがあった日の、正午以前に払込金の受け入れを当行が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて払込金の受け入れを当行が確認できたものについては申込日の翌営業日に、ダイワMMFを申込者に代わって取得します。ただし、払込金を申込日の正午以前に受け入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとします。なお、上記の「払込金の受け入れを当行が確認できたもの」とは、取引店内で確認されたものに限りです。
- (2)前項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。
- (3)申込日の正午を過ぎて払込金を受け入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前項(1)および(2)の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1

口＝1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、ダイワMMFを申込者に代わって取得します。

(4)取得されたダイワMMFの所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、当該取得日から申込者に帰属するものいたします。

5. (受益証券の保管)

(1)この契約によって取得されたダイワMMFを受益証券で保管する場合は、すべて当行において、大券にて他の申込者のダイワMMFと混蔵して保管いたします。

(2)前項により、混蔵して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

①寄託されたダイワMMFに対し、寄託の額に応じて共有権を取得すること。

②ダイワMMFの新たな寄託または返還については他の申込者と協議を要しないこと。

(3)当行は、この契約により保管しているダイワMMFの保管料をいただくことがあります。

6. (受益権の振替口座簿による管理)

この契約によって買付けられたダイワMMFを、社債等の振替に関する法律に基づく振替制度において、当行が口座管理機関となって振替口座簿によって管理する場合は、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」の定めによるものとしします。

7. (果実の再投資)

(1)5.の受益証券の保管又は6.の受益権の振替口座簿による管理にかかるダイワMMFの果実は、前月の最終営業日(その翌日以降に取得した場合には、当該取得日)から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日に申込者に代わって当行が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、ダイワMMFを申込者に代わって取得します。

(2)当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口＝1円)を下回ったときは、前項(1)の規定にかかわらず、最終営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額(1口＝1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、ダイワMMFを申込者に代わって取得します。

8. (返還)

(1)当行は、申込者からダイワMMFの返還の請求を受けたときは、換金のうえ、その代金をその翌営業日(以下、「受渡日」といいます。)以降にお支払いすることにより返還いたします。

(2)前項の換金価額は、受渡日の前日の基準価額といたします。なお、受渡日が取得日から30日以内の場合は、大和証券投資信託委託株式会社に代わり、ダイワMMF1万口につき10円を信託財産留保額として申し受けます。

(3)前項(1)、(2)の請求は、当行所定の手続きによりこれを行うものいたします。

9. (解約)

(1)この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。

- ①申込者から解約の申し出があったとき。
- ②当行がダイワMMFの累積投資業務を営むことができなくなったとき。
- ③ダイワMMFが償還されたとき。

(2)この契約が解約されたときは、当行は遅滞なく上記8. に準じて申込者に保管中のダイワMMFおよび果実を返還いたします。

10. (申込事項の変更)

(1)名義、ご住所および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は所定の書類によって遅滞なく当行に届け出ていただきます。

(2)前項のお届出があったときは、当行は申込者より戸籍抄本、印鑑証明書等、当行が必要と認める書類等をご提出していただくことがあります。

11. (その他)

(1)当行はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

(2)当行は次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。

①当行所定の書類に使用された印影（または署名）を届出印（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、この契約に基づくダイワMMFまたは果実を返還した場合。

②所定の手続きにより返還の申し出がなかったため、または当行所定の書類に使用された印影(または署名)が届出印(または署名鑑)と相違するために、この契約に基づくダイワMMFまたは果実を返還しなかった場合。

③天災地変その他不可抗力により、この契約に基づくダイワMMFの取得または返還、もしくは果実の返還が遅延した場合。

(3)この約款は、法令の変更または監督官庁の指示または命令、もしくはその他の事情により、その必要が生じたときは改訂されることがあります。

以 上